**○経済産業省
国土交通省
環境省告示第百六十二号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十二条第三項の規定に基づき、平成二十二年七月二十日次のとおり少数生産車をその型式について承認した。

平成二十二年八月九日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―547	Normet VARIOMEC 1060　D	Normet　Corporation	Ahmolantie 6, FI―74510, Iisalmi, Finland

**○経済産業省
国土交通省
環境省告示第百六十三号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十二年七月十二日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十二年八月九日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―33	ＶＯＬＶＯ　ＡＢ　Ｇ　Titan　820	マシンケアテック株式会社	埼玉県行田市持田１丁目６番23号

**○経済産業省
国土交通省
環境省告示第百六十四号**

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成十八年経済産業省国土交通省環境省令第一号）第十九条第十一項の規定により、平成二十二年七月十二日次のとおり少数生産車の型式についての承認を取り消した。

平成二十二年八月九日

経済産業大臣　直嶋　正行
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

承認番号	特定特殊自動車の車名及び型式	承認事業者の氏名又は名称	承認事業者の住所
ＮＳ―355	タカキタ　ＷＢ　1020	株式会社タカキタ	三重県名張市夏見2828番地

公　告

諮　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５２３号
埼玉県坂戸市芦山町６番地13　グリムハウス103号室
債務者　灘吉　　勇
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５２９号
埼玉県入間郡三芳町大字藤久保1124番地22
債務者　草野佐由理
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５２８号
大阪府寝屋川市明徳１丁目６番47―303号
債務者　中西石材こと　中西　克樹
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４１３号
大阪府門真市泉町４番25号
債務者　青山　弘幸
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７１５号
大阪府高槻市登町13番22号
債務者　古川　重廣
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７６５号
大阪府門真市栄町９番13号
債務者　山室　俊之
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４２６６号
大阪市大正区小林西１丁目５番４号
債務者　西尾　雅之
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４３２０号
大阪府豊中市新千里南町１丁目２番Ｂ13―305号
債務者　齊藤司法書士行政書士事務所こと　齊藤　敏幸
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
　　大阪地方裁判所第６民事部